

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例案の概要

第1 趣旨

厚生労働省では、令和3年度の介護報酬に係る改定と併せて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の省令を一部改正する予定です。この改正に伴い、長野県定める指定障害福祉サービス等の基準に関する条例等も所要の改正を行う予定です。

第2 改正予定条例

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号）
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第61号）
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第62号）
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第63号）
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第64号）
- 6 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第65号）
- 7 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第66号）
- 8 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第67号）

第3 改正予定項目

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準関係

①全サービス関係

(一)利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会を設置するとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。

(二)感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を義務付けるものとする。

(三)感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を義務付けるものとする。

(四)災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる事業者を対象に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(五)適切なハラスメント対策への対応を強化する観点から、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を求めるものとする。

(六)利用者の利便性向上等の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所での掲示だけでなく、事業所に閲覧可能な形（ファイル等）で備え置くこと等を可能とする。

②居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援関係

・サービスの提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはいならないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様等を記録しなければならないものとする。

③療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、基準該当就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、特定基準該当障害福祉サービス関係

・療養介護計画等の作成に係る会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。

④生活介護、自立訓練、就労継続支援B型関係

・通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならないものとする。

⑤就労移行支援関係

・就労支援員の常勤要件を廃止する。
・通常の事業所に新たに雇用された利用者が就労定着支援の利用を希望する場合、就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならないものとする。

⑥就労継続支援A型関係

・厚生労働大臣が定める事項について自ら評価を行い、その結果を公表しなければならないものとする。
・④と同様。

⑦就労定着支援関係

・利用者に対する相談等の支援について、テレビ電話等の利用その他の対面に相当する方法により行うことも可能とする。

⑧居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、療養介護、生活介護、共生型生活介護、短期入所、共生型短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、共生型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、基準該当就労継続支援B型、共同生活援助、特定基準該当障害福祉サービス関係

・身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催や、指針の整備、研修の実施等の措置を講じなければならないものとする。

⑨その他

・共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例について、現在、令和3年3月31日までとされているところ、令和6年3月31日までに延長する。

(2) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準関係

(1) ①(二)から(五)までと同様。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準関係

①施設全般関係

(一) (1) ①及び⑧と同様。

(二) 施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。

②就労移行支援関係

(1) ⑤と同様。

③就労継続支援B型関係

(1) ④と同様。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準関係

①一般原則関係

(1) ①(一)から(五)までと同様。

②生活介護、自立訓練、就労継続支援B型関係

(1) ④と同様。

③就労移行支援関係

(1) ⑤と同様。

④療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

関係

(1) ③及び⑧と同様。

⑤就労継続支援A型関係

(1) ⑥と同様。

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準関係

(1) ①(一)から(五)までと同様。

(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準関係

(1) ①(一)から(五)までと同様。

(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準関係

①施設全般関係

(1) ①(一)から(五)まで及び⑧並びに(3)①(二)と同様。

②就労移行支援関係

(1) ⑤と同様。

③就労継続支援B型、経過指定障害者支援施設等における就労継続支援A型、就労継続支援B型関係

(1) ④と同様。

(8) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準関係

①一般原則関係

(1) ①と同様。

②指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）における児童発達支援、基準該当児童発達支援、放課後等デイサービス、基準該当放課後等デイサービス関係

- ・従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除する。
- ・医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならないものとする。ただし、(i) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合、(ii) 喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士を置いた場合、又は特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合には、看護職員を置かないことができるものとする。
- ・看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の合

計数に含められるものとする。ただし、機能訓練担当職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

③児童発達支援センターにおける児童発達支援関係

・医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならないものとする。ただし、(i) 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、医療的ケアを行わせる場合、(ii) 喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士を置いた場合、又は特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合には、看護職員を置かないことができるものとする。

・看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の総数に含められるものとする。ただし、新たに、機能訓練担当職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。

④児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援関係

・児童発達支援計画等の作成に係る会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。

⑤児童発達支援、共生型児童発達支援、基準該当児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス、基準該当放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援関係

(1) ⑧と同様。

(9) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準関係

①施設全般関係

(1) ①(二)から(五)までと同様。

②福祉型障害児入所施設関係

・主として知的障害のある児童又は盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設における児童指導員及び保育士の総数を、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上とする。

③福祉型児童発達支援センター（主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）関係

(8) ③と同様。

④主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター関係

・医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならないものとする。ただし、(i) 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援セ

ンターに訪問させ、医療的ケアを行わせる場合、（ii）喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士を置いた場合、又は特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合には、看護職員を置かないことができるものとする。

（10）児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準関係

①施設全般関係

- ・（1）①と同様。
- ・入所支援計画の作成に係る会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。

②福祉型障害児入所施設関係

（9）②と同様。

③福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設関係

（1）⑧と同様。

（11）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準関係

- ①利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会を設置するとともに、従業員に対する研修を実施する等の措置を講じなければならないものとする。
- ②（1）①(二)から(六)までと同様。
- ③計画作成会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。

（12）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準関係

- ①指定特定相談支援事業者は、福祉サービス等を提供する者との連携等に努めなければならないものとする。
- ②指定特定相談支援事業者が従たる事業所を設置できるものとする。
- ③（11）①及び②と同様。
- ④サービス担当者会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、テレビ電話等を活用しての実施を認めるものとする。

（13）児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

○（12）と同様。

（14）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福

祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

○一定の指定障害者支援施設等を福祉型障害児入所施設とみなす特例について、現在、令和3年3月31日までとされているところ、令和4年3月31日まで延長する。

(15) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正

○一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例について、現在、令和3年3月31日までとされているところ、令和4年3月31日まで延長する。

(16) 経過措置

①虐待防止等のための対応（（1）①(一)及びこれと同様の項目に限る。）及び身体拘束等の適正化に係る対応（（1）⑧及びこれと同様の項目に限る。）については、1年間の経過措置を設けるものとする。

②感染症への対応（（1）①(二)及び(三)並びにこれらと同様の項目に限る。）については、3年間の経過措置を設けるものとする。

③現に指定を受けている指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者並びに現に基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者については、令和5年3月31日までの間は、児童指導員又は保育士の合計数に障害福祉サービス経験者を含められるものとする。

④現に指定を受けている主として知的障害児又は盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の総数の要件については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとする。

⑤現に指定を受けている福祉型児童発達支援センターの児童指導員及び保育士の総数の要件については、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとする。

(17) その他

○所要の規定の整備を行う。

3. 根拠法令

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第30条第2項、第41条の2第2項、第43条第3項、第44条第3項、第51条の23第1項及び第2項、第51条の24第1項及び第2項、第80条第2項並びに第84条第2項

○身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条第1項

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の4第2項、第21条の5の17第2項、第21条の5の19第3項、第24条の12第3項、第24条の31第1項及び第2項並びに第45条第2項